

## 令和元年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和元年8月23日（金） 午後3時 から 午後4時45分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	欠	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

#### 推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
出	大園 和幸	欠	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂				
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

### 4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係

主 査 山中 俊明

かのやアグリ起業ファーム

主 事 甲斐 涼太郎

### 5 事務局職員

局 長 長友 浩志

次長兼振興係長 西迫 博

農地係長 下原 隆二

主 査 福嶋 雅明

主 査 井手口 剛

主 査 鳥巢 良和

主 査 根木原 英一

主 査 久木田 郁香

主 査 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）

主 査 村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）

主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

## 6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地利用（形質）変更届について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地利用最適化推進委員の選任について

### [報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農用地利用配分計画の認可について（通知）
- ・農地転用の申請に伴う変更について

### [その他]

- ・農業者年金加入推進について
- ・農業新聞加入推進について
- ・農地利用最適化推進委員の委嘱式

## 7 議事経過 別紙のとおり

## 8 署名委員 牧之瀬 弘行 委員 ・ 畠井 孝二 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和元年8月23日(金) 開会 午後3時 閉会 午後4時45分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和元年度第5回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席は、福元副会長の1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、高田委員の1名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号12番の牧之瀬委員と、13番の畠井委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。

議長 1頁、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第35号、1頁から33頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和元年8月26日です。合計面積は、29万1千397.28㎡、うち更新分20万6千124㎡、内訳、田2万8千682㎡、畑26万2千715.28㎡です。利用権を設定する者75人、設定を受ける者43人です。始期は、いずれも令和元年9月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年10か月、5年、6年、7年、10年です。次の3頁から24頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から3番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、使用貸借権で新規設定。3番は、賃借権で再設定。4番は、設定期間が2年で、賃借権で新規設定。

次の5番から4頁の9番までは、設定期間が3年です。3頁、5番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、4頁、6番は、使用貸借権で新規設定。7番は、賃借権で新規設定。8番、9番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、10番は、設定期間が4年10か月で、賃借権で新規設定。次の11番から7頁の18番までは、設定期間が5年です。5頁、11番は、使用貸借権で新規設定。12番、13番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、14番は、賃借権で新規設定。15番、16番は、賃借権で再設定。17番は、使用貸借権で再設定。18番は、次の頁にかけて、賃借権で再設定。

次に、7頁、19番から17頁の58番までは、設定期間が6年です。7頁、19番は、賃借権で新規設定。20番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に、8頁、21番は、賃借権で新規設定。22番から24番までは、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に、9頁、25番から28番までは全て、賃借権で再設定。

次に、10頁、29番から32番までは全て、賃借権で再設定。

次に、11頁、33番から36番までは全て、賃借権で再設定。

次に、12頁、37番から40番までは全て、賃借権で再設定。

次に、13頁、41番から45番までは全て、賃借権で再設定。

次に、14頁、46番、47番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、48番から50番までは全て、賃借権で再設定。

次に、16頁、51番、52番は、賃借権で再設定。53番は、使用貸借権で再設定。54番、55番は、賃借権で再設定。

次に、17頁、56番から58番までは全て、賃借権で再設定。次の59番から18頁の62番までは、設定期間が7年です。17頁、59番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、60番は、賃借権で新規設定。61番、62番は、賃借権で再設定。次の63番から24頁の82番までは、設定期間が10年です。18頁、63番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、64番から67番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、20頁、68番は、使用貸借権で新規設定。

次に、21頁、69番は、使用貸借権で新規設定。70番から72番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、22頁、73番から75番までは全て、賃借権で新規設定。76番、77番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、78番は、賃借権で再設定。79番、80番は、使用貸借権で再設定。

次に、24頁、81番、82番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁、1番から3番の1年もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、4番の2年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、5番の2年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、5番から、4頁、9番までの3年もの5件です。ご異議ありませんか。

倉田 8番倉田です。7番と9番は、金額と面積はこれでいいのか。確認です。

鳥巢 すみません、今ここに申請書がないので、後で確認させてもらってよろしいですか

議長 よろしいですか。それでは、この件については、後で報告するという事によろしいですか。

次に、5頁、10番の4年10ヶ月もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、5頁、11番から、7頁、18番までの5年もの8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、7頁、19番から、17頁、58番までの6年もの40件ですが、8頁、22番から24番までが、農業委員会の取決め制限にあたりますので、藏ヶ崎委員に退席をいただき審議します。

(藏ヶ崎委員退席)

8頁、22番から24番までについて事務局の説明をお願いします。

下原 8頁の22番から24番は、借人、藏ヶ崎委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 藏ヶ崎委員に係る8頁22番から24番までの6年もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(藏ヶ崎委員着席)

藏ヶ崎委員に係る案件は、申請どおり許可と決定いたしました。

次に、残りの6年もの37件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、17頁、59番から18頁、62番までの7年もの4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、18頁、63番から24頁、82番までの10年もの20件ですが。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、25頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」事務局の説明をお願いします。

下原 所有権移転について、25頁から28頁です。25頁で説明します。公告年月日は令和元年8月26日、合計面積は、畑3万5千13㎡です。所有権を移転する者10人、所有権の移転を受ける者10人です。26頁をご覧ください。1番から28頁の11番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議長 次に、所有権移転協議が成立したものの11件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

それでは、先程の質問に対してをお願いします。

鳥巢 7番と9番ですが、同じ申請書に更新と新規が記載されていて、議案書ではそれぞれ分けてあるのですが、その申請書の中に総額で8万円と記入がしてあります。

議長 よろしいですか。

「はい」

それでは、次に進みます。

次に、29頁、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いします。

下原 中間管理権設定については、29頁から33頁です。29頁で説明します。公告年月日は、令和元年8月26日です。合計面積は、7万7千987㎡、うち、田2千118㎡、畑7万5千869㎡です。利用権を設定する者20人で、全て新規設定であります。始期は、令和元年10月1日で、期間は全て、10年です。次の30頁から33頁は、設定期間、権利区分別です。30頁をご覧ください。1番から6番までは全て、賃借権。

次に、31頁、7番から12番までは全て、賃借権。

次に、32頁、13番は、使用賃借権。14番から16番までは全て、賃借権。17番は、使用

貸借権。18 番から 20 番までは全て、貸借権。

次に、33 頁、21 番は、貸借権。以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました、30 頁、1 番から 33 頁、21 番までの 10 年もの 21 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に、34 頁、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 36 号、34 頁から 38 頁です。38 頁で説明します。今回は、所有権移転 20 件で、内訳は、田 10 筆、4 千 962 m<sup>2</sup>、畑 22 筆、4 万 8 千 543 m<sup>2</sup>、計 32 筆、5 万 3 千 505 m<sup>2</sup>です。

初めに、34 頁です。1 番は、畑 513 m<sup>2</sup>の売買です。2 番は、田 811 m<sup>2</sup>の売買です。3 番は、畑 1 千 386 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、田 798 m<sup>2</sup>の売買です。5 番は、次の頁にかけて、田 1 千 590 m<sup>2</sup>、畑 2 千 730 m<sup>2</sup>、計 4 千 320 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、35 頁、6 番は、畑 1 千 538 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、畑 5 千 110 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、畑 2 千 90 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、36 頁、9 番は、畑 3 千 694 m<sup>2</sup>の売買です。10 番は、畑 8 千 866 m<sup>2</sup>の売買です。11 番は、田 855 m<sup>2</sup>の贈与です。12 番は、田 908 m<sup>2</sup>の売買です。13 番は、畑 4 千 522 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、37 頁、14 番は、畑 477 m<sup>2</sup>の売買です。15 番は、畑 44 m<sup>2</sup>の売買です。次の 16 番から 38 頁の 20 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま説明がありましたが、38 頁 18 番が、鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、西ノ原委員に退席いただき審議します。

(西ノ原委員：退席)

調査がなされていますので、38 頁、18 番を大園委員に、報告をお願いします。

大 園 　　推進委員の大園です。去る 8 月 19 日、記載の 2 名の委員と事務局で農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告いたします。

それでは、38 頁、18 番ですが、農業開始と下限面積の調査です。申請者は、今までも親の農作業の手伝いをしていて、今回取得する農地にはカボチャを作付けするとのことでした。作業に必要な農機具は、トラクター等、一式所有していました。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われる

ため、調査員としましては、3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました、西ノ原委員に係る38頁、18番の1件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（西ノ原委員：着席）

西ノ原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。引き続き調査がなされています。37頁、16番、17番と38頁、19番、20番までを大園委員に、報告をお願いします。

大園 　まず37頁16番ですが、農業開始と下限面積の調査です。今回、利用権と合わせての取得となったので、調査いたしました。申請者は、今までも親の農作業の手伝いをしていますが、今回取得する農地には、さつまいもを作付けするとのことでした。作業に必要な農機具はトラクター、管理機、田植機等、所有していました。

次に17番ですが、農業開始と下限面積の調査です。申請者は、親が所有する農地を管理していますが、今回、親から譲り受けて、農業を開始するものです。作業に必要な農機具は管理機等、所有していました。また、トラクター等は親戚から借り受けるとのことでした。取得する農地には、さつまいもを作付けするとのことでした。

次に19番ですが、関連がありますので20番と併せて報告します。農業開始と下限面積の調査です。申請者は、保育園を経営している方で、今回取得する農地には、さつまいも等を作付けするとのことでした。作業に必要な農機具はトラクター等、所有していました。ただし、申請地のうち1筆は、工事のため一時使用届が提出され、工事車両があり、工事終了後に、農地に復元し耕作することの誓約書が必要であることを申し添えました。

以上4件とも、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました残りの19件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、39頁、議案第37号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 37 号、39 頁の 2 件です。1 番は、当初の事業では、一般住宅の居宅部分の敷地が狭かったところですが、今回、買入れしたい筆の承諾を得たことから、事業計画の変更を行い、一体的に整備するものです。41 頁、5 条申請の 4 番と関連です。

2 番は、当初の事業では、現存するクリニックの老朽化等のための移転でありましたが、地域介護施設を兼ね備えたクリニックにして欲しいとの要望が強く、介護施設を増設するには、敷地面積が不十分だったため、事業を断念することになりました。今回、継承者が経営するガソリンスタンドは本社の角地にあり、手狭で老朽化しており、給油するのに危険を伴っていたことから、申請地に移転、新設したいため、事業計画の変更を行うものです。45 頁、5 条申請の 19 番と関連です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しました、2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、40 頁、議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 38 号、40 頁です。今回は 1 件、田 1 筆、6.83 ㎡となっています。1 番は、住宅用排水施設を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました 40 頁、1 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、41 頁、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 39 号、41 頁から 45 頁です。45 頁で説明します。今回は、20 件、田 1 筆、401 ㎡、畑 20 筆、1 万 4 千 987 ㎡、計 21 筆、1 万 5 千 388 ㎡となっています。

41 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。4 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 2 の 4 です。この案件は、令和元年度第 3 回総会で審議済であり、今回、事業計画変更に伴う筆の追加がありました。転用目的に変更がないことから、調査は省略しています。次の 5 番、42 頁の 6 番は、食肉加工施設を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次に、42 頁、7 番から 45 頁の 20 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、42 頁、7

番から 43 頁、10 番までを榎原委員に、43 頁、11、12 番を永山委員に、43 頁、13 番から 44 頁、17 番までを堀之内委員に、44 頁、18 番から 45 頁、20 番までを垣内委員に報告をお願いします。

榎 原 議席番号 19 番の榎原です。去る 8 月 16 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、42 頁の 7 番ですが、申請地は田崎小学校の南側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の 500 m<sup>2</sup>を超えていますが、通路部分と建物を後退した整備が必要なため、理由書を添付しての申請です。

次に、8 番ですが、9 番と関連がありますので、併せて報告します。申請地は高須小学校の北東側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 43 頁の 10 番ですが、申請地は東原インターの南東側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の宅地建物取引業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、7 番から 10 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

永 山 推進委員の永山です。去る 8 月 16 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、43 頁の 11 番ですが、申請地は輝北町旧平南小学校の南東側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、12 番ですが、申請地は輝北支所の南東側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の建築業者で、申請地に建

築資材置場を整備する計画です。申請地は輝北支所の周囲おおむね 500m以内の区域内に位置するため、第2種農地の許可要件である「500m以内農地」に該当すると判断しました。

以上、11番から12番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

堀之内 議席番号2番の堀之内です。去る8月19日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、43頁の13番ですが、申請地は田崎コミュニティセンターの西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、14番ですが、申請地は星塚敬愛園の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、通路、車庫、物置を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、通路部分と併せた整備が必要なため、理由書を添付しての申請です。

次に、44頁の15番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、16番ですが、17番と関連がありますので、併せて報告します。当案件は、令和元年度第2回総会にて貸家と通路を整備する目的で審議され、6月25日付けで許可を得ましたが、今回の申請に伴い、7月31日付けで許可取消を行っております。申請地は田崎小学校の南側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、一般住宅、通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一般住宅と通路が面積基準の500㎡を超えていますが、通路部分と併せた整備が必要なため、理由書を添付しての申請です。

以上、13番から17番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

垣内 推進委員の垣内です。去る8月19日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、44頁の18番ですが、申請地は川西町工業団地の東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、45頁の19番ですが、事業計画変更の2番と関連です。申請地は吾平町下名小学校の南西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の運送業の法人で、申請地にガソリンスタンドを整備する計画です。当計画は、国道・県道の沿道の区域に車輛の通行上必要な施設を設置することから、第1種農地の許可要件である「流通業務施設等」に該当すると判断しました。

次に、20番ですが、申請地は田崎コミュニティセンターの西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社役員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、18番から20番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、41頁から45頁までの許可申請20件です。ご異議ありませんか。

郷原 11番の郷原です。44頁の16番、17番の案件ですが、今説明を聞いていましたが、私が理解できなかったところですが、以前許可になっていたのを7月31日付けで取り消したと言われたと思うのですが、私の聞き違いでなければ……。そして今回また5条申請であがってきたということですかね。ここの辺が理解できなかったのですが。

根木原 今、質問があった件にお答えいたします。今回の16番、17番の所有者は記載の方で一緒なのですが、譲渡人が、第2回総会では、一応、貸家と通路で、2件に分けて申請したところですが、その受人の方が違うというのと、面積が若干違っていたものですから、その貸家を整備する途中で、一般住宅を買いだいたいというお客さんがいらっしやっみたいで、そこで、県へ相談しましたら、通常なら事業計画変更でいいのでしょうかけれども、譲受人が違うということと、若干面積が違うということで、一回、貸家と通路で許可を得たのを、取消しを行って、新たに5条申請を提出してくださいとのことでしたので、新たに申請したところでご

ざいます。以上です。

議 長 よろしいですか。

郷 原 はい。

議 長 他にありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、46 頁、議案第 40 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案 40 号 46 頁から 53 頁です。47 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、6 件、畑 8 千 291.18 m<sup>2</sup>、その他 862.73 m<sup>2</sup>、計 9 千 153.91 m<sup>2</sup>となっています。次の 48 頁から 53 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、46 頁 1 番から 47 頁、6 番までを、中塩屋委員に報告をお願いします。

中塩屋 議席番号 1 番の中塩屋です。去る 8 月 16 日、記載の 2 名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、46 頁の 1 番ですが、周辺図及び配置図は 48 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、大始良中学校の北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある農用区域内農地です。申出人は、市外の方で、申出地に農業機械倉庫を建設する計画です。自己の所有する農地に 2 a 未満の農業用施設を整備することから、農地法の転用許可は不要です。ただし、用途変更後は、2 a 未満の農業用施設届の提出が必要と思われます。

次に 2 番ですが、周辺図及び配置図は 49 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平小学校の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の養豚農家で、申出地に農家住宅と農機具倉庫を建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図及び配置図は 50 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、吾平町の県立大隅広域公園の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある農用区域内農地です。申出人は、市内の畜産農家で、申出地に牛舎等を建設する計画です。転用目的が農業用施設用地への用途変更であることから、農用区域内農地の不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図及び配置図は51頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、登記地目及び現況地目が宅地であるため、農地法の適用は受けない案件です。

次に5番ですが、周辺図及び配置図は52頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、旭原公民館の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申出人は、市外の建設業を営む法人で、申出地に建売住宅3棟の建設と通路を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図及び配置図は53頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、細山田中学校の東から南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、電気事業を営む法人で、申出地に特別高圧送電線の鉄塔を建設する計画です。事業の目的から、農地転用許可は不要と判断されます。

以上、2番、3番及び5番の申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。

なお、1番と6番については、農地法の転用許可は不要であり、4番については、農地法による適用は受けないこととなります。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告があった6件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、54頁、議案第41号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第41号54頁です。今回は4件、畑5筆、2千458㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、54頁1番から3番までを、川崎委員に、4番を、永山委員に報告をお願いします。

川崎 　推進委員の川崎です。去る8月16日、記載の2名の委員と事務局2名で非農地証明について調査を行いましたので、報告します。

先ず54頁の1番ですが、申請地は、串良町共心公民館の北西に位置し、平成6年から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を

行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は串良中学校の西に位置し、昭和58年から建物敷地として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は串良さくら温泉の南西に位置し、平成11年から宅地として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

永山 推進委員の永山です。去る8月16日、記載の2名の委員と事務局2名で非農地証明について調査を行いましたので、報告します。54頁の4番ですが、申請地は、輝北町、旧平南小学校の南東に位置し、昭和年代から建物敷地として利用していたとのこと。状況からして20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 説明、報告がありました4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、55頁、議案第42号「農地利用（形質）変更届について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第42号、55頁です。今回は1件、畑1千795㎡です。内容は記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、村山委員から報告をお願いします。

村山 議席番号15番の村山です。農地利用形質変更届に伴う現地調査を、8月7日に地区担当の私と事務局で行いましたので報告します。

55頁の1番ですが、申出地は、串良町の上小原小学校の北に位置します。変更内容は、機械利用が困難なため、30cmほど盛土をし、隣接道路との高さに近づけて活用したいとのことでした。隣接する農地は3筆ほどありますが、いずれも、申出地より高くなっていました。今後、形質変更の盛土により隣接農地や道路に土砂が流出しないように十分、留意するよう指導しました。今回の変更は、周辺農地の地権者の同意もあり、周辺農地にも影響がないと思われることから、調査員としましては、形質変更は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は受理と決定します。

次に、56頁、議案第43号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第43号、56頁から85頁です。今回新たに、譲渡希望が70頁、174番、175番、次に、賃貸借希望が84頁、170番から173番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申し出農用地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

70頁、土地の所有者からの譲渡希望の174番、175番を堀之内委員と大園委員にお願いします。

次に、84頁、賃貸借希望の170番を寺下委員に、171番から173番までを畠井委員と西元委員に、お願いします。

次に、別紙の議案第44号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

局 長 推進委員候補者の選考は、鹿屋市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第8条で、農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会に意見を求めるものとされており、去る8月21日(水)に農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しました。今回、推進員の欠員に伴い、7月12日から8月16日までの約1ヶ月間、公募を実施した結果、団体推薦で1名、農家推薦で1名の計2名の応募があったところです。農地利用最適化推進委員選考委員会では、2名の推進委員候補者を鹿屋市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価基準内規の5つの評価項目で評価いたしました。

1つ目が、志望意欲・活動に対する認識、

2つ目が、公の職歴、

3つ目が、農業に関する知識、見識、

4つ目が、推進委員としての適格性、

5つ目が、将来性、要件

となっており、これらの項目を、それぞれ評価したところ、持増正さんを選任することになり、本日、総会で承認いただく運びとなったところです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、農地利用最適化推進委員の選任について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地利用最適化推進委員を選任いたします

次に、86頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、86頁から93頁です。93頁で説明します。今回は29件、田6筆、5千418㎡、畑43筆、10万4千703㎡、計49筆、11万121㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、86頁です。1番から4番までは、借り手の都合。次に、87頁、5番から7番までは、中間管理機構への貸出しのため。次に、88頁、8番から11番までは、中間管理機構への貸出しのため。次に、89頁、12番は、中間管理機構への貸出しのため。13番、14番は、売買のため。15番、16番は、借り手の変更。次に、90頁、17番は、借り手の変更。18番から20番までは、売買のため。次に、91頁、21番から25番までは、売買のため。次に、92頁、26番、27番は、借り手の都合。28番は、借り手の変更。29番は、売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、86頁から93頁まで29件の合意解約です。

次に、別冊の「農用地利用配分計画の認可について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

鳥 巢 1頁から15頁までの農用地利用配分計画については、6月総会で審議しましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定により、令和元年7月29日付けで35件の認可がおりましたので報告します。内容については、お目通しください。

議 長 ただいまの報告のとおり、1頁から15頁まで35件の配分計画です。

次に、94頁、1番「農地転用の申請に伴う変更について」の報告について、事務局の説明をお願いします。

下 原 1番は、第4回総会で審議した5条申請であり、県への進達後、転用目的に変更が生じたものであり、報告とさせていただくものです。当初の資金計画では、転用事業者が本人の残高証明書と子の融資証明書により、子2世帯分の一般住宅を整備しようとしていましたが、子の融資金額が転用事業者の金額より多く、一般住宅の整備としては不向きであったため、県と協議を行い、宅地造成のみに変更したところ。なお、当該申請地は農地区分が3-5都市計画用途地域内農地であるため、宅地造成のみの転用も可能です。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、農地転用の申請に伴う変更についての報告です。

以上で、第5回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ私のほうから、運営委員会の報告をします。

去る8月21日、水曜日に運営委員会を開催しましたので、報告します。協議題は、農地利用最適化推進委員選考委員会と農地情報公開システムについての2件でした。農地利用最適化推進委員選考委員会については、先ほど議案第44号で選任をいただきましたので省略いたします。農地情報公開システムについては、来年4月からは、全国的に新システムに移行することとなっており、現在、旧システムのデータ等を新システムに入力作業中とのことでした。お手元に配布してあるA4に旧システムと新システムの比較表をご覧ください。問題点として、これまで、旧システムで議案書を作成すると1頁に約5件程度が表記でき、内容の申請理由（規模拡大等）や期間、認定農業者の表記などが記載してありましたが、新システムで作成すると、1頁に2件程度の表記で、申請内容等も表記されません。局長会議等で県農業会議に、これらの不具合を国に要望するように依頼してありますが、改善されるかは、わからない状態とのことでした。県内では、霧島市のみが、試験的に新システムで議案書を両面で作成しており、鹿屋市については、早く新システムに移行したいと考えますが、内容表記がなくなる部分もあったり、両面印刷になったりするのではないかと考えていますので、実際に新システムの議案書に移行する際は、このような議案書になりますと見本を示すとのことでした。

次に、その他で、認定農業者の新規、更新時に審査会がありますが、その席において指摘があったとのことですので、総会で委員の皆様にお伝えしておきます。認定農業者の申請書の中身に所有地と借入地の表記があります。この数値は、農家台帳の面積となりますが、別個に経営面積全体の合計欄があります。この面積との差がありすぎるという指摘がありました。例を言うと、農家台帳では農地面積が410aですが、全体の経営面積では1,980aと1,570aの差があります。いわゆるヤミ小作となります。認定農業者の申請時にも指導はいたしますが、農業委員、推進委員の皆さんにおいてもいろいろな場面で指導する機会があるかと思っておりますので、ヤミ小作をしないように指導方よろしく申し上げますとのことです。

次に、お手元に配布してある、利用権設定等申出書をご覧ください。黒の太線の部分です。先々月の総会時に郷原委員から要望があった、利用権制定申出書の金額欄ですが、10a当たり、いくらとの表記でしたが、2段書きにして総額を表記するようにしたとのことです。以上で報告を終わります。

新 村 2段書きとは、どういうことですか。

局 長 お手許に配布の申出書をご覧ください。以前の申請は10a当たりとそれだけが書いてありました。今度、記入する欄を2つに区切って、上段の方に10a当たりを書いて、下段に総額を記入する形をとりたいと思います。申請的には事務局の方で訂正がききますので、こういう形でやっていけば、間違いがないと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

新 村 小さな端まで出そうな気がするんですが。例えば、10円単位とか、100円単位とか。そこまで書いていくのですよね。

局 長 今まで、総額があった方が分かりやすいとのことで、こういう形にしたのですが。今までは、窓口に来た時に、10a当たりで書いていたものも確認をして、総額いくらでとなると、手書きで訂正していたような感じです。今回総額がわかれば、円単位でも双方が納得していただければ、それでいいと思いますが。

郷 原 ここは、貸し手と借り手が協議をした結果、決定額を書けばいいですよ。

局 長 そうですね。総額を書いていただければ判りやすい。事務局の願ひとして、総額を書いていただければ、いいということでお願ひします。

郷 原 決定額を書けばいいですよ。

局 長 そうですね。総額の欄に決定額を入れていただければ判りやすいと、これは、貸し手、借り手と、事務局、委員さんが、総額を入れていただければ判りやすいということです。

新 村 総額だけですか。

局 長 そうですね。できれば、総額だけ書いていただければ、判りやすいということです。

有 村 総額だけ書けばいいのではないですか。そうすれば判りやすいと。

局 長 総額だけということは、10aの欄も消して総額だけにするということですか。

有 村 そうじゃなくて、総額だけ書けばいいのではないですか。

局 長 それでは、記載を総額だけ願ひする。そうした方が、間違いがないということで、事務局の願ひとして、総額だけ記載することでお願ひします。よろしくお願ひします。

議 長 よろしいですか。

議 長 それでは、事務局から願ひします。

井手口 令和元年度の農業者年金加入推進について説明いたします。1頁をご覧ください。

- 1 加入推進方針について、農業者年金制度は食料・農業・農村基本法の下で政策支援年金として、農業者の老後生活の安定と意欲ある担い手の確保に重要な制度として位置づけられています。昨年度から「加入者累計13万人早期達成3ヵ年運動」に取り組むことになり、多くの農業者、特に次代の農業を担う若手農業者への加入推進を図るとともに、女性

の活躍を後押しするため、女性農業者への加入も一層推進することとします。

- 2 平成 30 年度推進結果につきましては、全国での新規加入者が 3,107 人で前年度実績の 3,335 人より－228 人となりました。また、鹿児島県全体では新規加入者が 116 人で前年度実績 123 人より－7 人となりました。鹿屋市では目標値 8 人に対し、実績で 5 人という結果となりましたが、加入者数的には県内の上位から 5 番目となっております。
- 3 令和元年度の推進目標であります。鹿児島県全体で 118 人、内 20 歳から 39 歳が 78 人、女性が 37 人、鹿屋市においては、全体で 8 人、内 20 歳から 39 歳が、7 人、女性が 3 人という目標が設定されております。7 月末現在では、加入者ゼロとなっております。今後の加入推進をよろしくお願いいたします。
- 4 加入推進期間は、令和元年 8 月から令和 2 年 1 月までといたします。
- 5 加入推進の実施方法につきましては、担当地区を中心とした戸別訪問等による農業者年金制度の周知啓発活動及び加入への推進活動について委員 1 人当たり 3 日間を目標に実施していただきますようお願いいたします。活動の例として知人等の農家や兼業農家への説明やチラシの配布、地域の農家の集まる会合や研修会などでの周知活動、貸したい借りたい総点検活動の戸別訪問を活用した周知活動、また加入意思のある方へは年金額のシミュレーションを活用した推進活動を実施する。年金額のシミュレーションは事務局で作成しますので、ご連絡ください。また加入した方が答えたアンケートではこの制度を良く知らなかったと答えた方が、約半数を占めていますので、あらゆる機会に農業者年金制度を広く周知していただきますようお願いいたします。また同じ農家を重複して訪問しているのが、見受けられましたので、出来るだけ連携を取って訪問していただきますようお願いいたします。2 頁をご覧ください。
- 6 加入推進活動結果については加入推進記録簿に活動内容や結果を記載してください。
- 7 加入推進対象者名簿については 20 歳から 50 歳の認定農家等を掲載しております。また過去の訪問結果も記載されていますので、参考にしてください。なお、加入推進対象者名簿は個人情報ですので、取り扱いには十分ご注意ください。
- 8 活動結果の提出期限は令和 2 年 1 月の総会の日までとします。3 日間の活動が終了した時点で、随時提出して頂いて結構です。活動の有無に関わらず活動記録簿と加入推進対象者名簿は必ず提出してください。また皆様の活動実績に応じた謝金を支払います。
- 9 加入推進部長について、農業委員等の中から農業者年金の制度を理解し、その普及に意欲を持つと判断される者として、加入推進部長を設置しております。加入推進部長は地域のリーダーとして、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員との情報交換やサポート、

認定農業者や新規就農者・女性農業者等の参加する各種会合での説明や個別の働きかけなど、農業者年金の加入推進への積極的な役割を果たすことになっております。そのようなことから加入推進部長へは別途研修会が実施されます、10月1日に加入推進特別研修会、12月18日に合同地区別会議などが予定されています。加入推進部長の活動経費として活動時間に応じた活動経費が県農業会議より支給されますので、加入推進部長の皆様には積極的な推進活動をよろしくお願ひします。また本年度は県農業会議の予算の範囲内で加入推進部長を増員することも可能になっております。もし加入推進部長をやってみたいと思われる方は、事務局までご相談ください。以上で農業者年金の加入推進につきましての説明をおわります。

久木田 全国農業新聞購読推進についてです。お手元に全国農業新聞の購読推進ついてA4の紙1枚、緑色のB5版の見開きタイプのパンフレット兼申込書が5枚ずつ配布してあります。全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週間」という一週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。毎週金曜日発行で送料、税込700円で、継続購読のほか3ヶ月のみの購読や1年のみの購読など期間を決めて購読する方法もありますので、推進をお願いします。紹介者と新規購読者には、1,000円分のクオカードをプレゼントいたします。現在、購読部数は、年々減少しており、新規加入者数も今年度は5人と未だ少ない状況です。肝属地区の今年度現在の新規加入者数が46人で平均が7.7人となっておりそれと比べると鹿屋市は下回っております。お忙しいと思いますが、年金推進や戸別訪問等に併せて推進をお願いいたします。

局長 9月の調査委員を発表します。

- ・9月10日、火曜日、4条5条の調査が新村委員、有馬委員でございます。
- ・9月10日、火曜日、農振調査が上之原委員、鶴田委員でございます。
- ・9月11日、水曜日、4条5条の調査が、西ノ原委員、清水委員でございます。
- ・9月11日、水曜日、3条調査が、畠井委員、入佐委員でございます。

9月の総会は、9月20日、金曜日の午前9時からとなります。

議長 他にありませんか。

新村 4番、新村です。活動報告の記入についてですけれども。記入の方法については、3月22日の利用推進会議とか、その後いろんな文書が配布されているわけですけれども。この

中で裏面の活用をということで、活動内容を記載するわけですが、これは農地法第6条第2項に基づく業務のみ記入してくださいねということで書いてありますが、私は、農地法第6条第1項の総会の開催、それはなぜ書くかといいますと、例えば総会の時に質問をしたりとか、今日のような中で、決定したものがありませんけれどもそういうものを記入したりとかするわけですが、そういうものを書いたりですね。それから、参考では、今農業新聞の講読推進の説明もありましたけれども、そういうものをいつどこに行きどう決めたか、例えば、1年続けて取りますよとか、3ヶ月しか取らないとか、そういうことを言われる方があって、それも活動内容を、裏面のところに書いてありますが、私は、農業委員の活動を全て記録していくためには、やはり、第2項の部分だけではなく、第1項、第3項についても記載していった方がいいのではないかとということで、いままで記載をしています。ですから、この2項だけ、記入してくださいねという、そういう根拠、理由、それを書くといけないのか、そこの辺をちょっと教えて頂ければと思います。それから、農業者年金の推進活動、農地利用の活動報告は別途報告をしますが、内容については、その中では詳しく書かないようにしていますけれども、6条第1項、3項については、書いてもいいものだろうか。ここに言われるように第2項だけしか記入するといけないのか、私は農業委員の活動を記録するのであれば、第1項、第3項も記録するべきだと思います。ただ、それが、事務上支障があるのであれば、そうしますけれども、その辺りを教えてください。

次 長 多分、総会資料の中に入っていたと思いますが。全て、1項、2項、3項、書いてもかまわないです。2項はできるだけ詳しく、裏面の方に書くようになっていますので、活動された記録は全て書かれてもかまわないです。

新 村 別に2項だけではなくて、1項も3項も書いてかまわないということですね。

次 長 そうです。

議 長 よろしいですか。

郷 原 1項と3項は、裏面ではなくて、表面の方での記入ですよ。メモ書き、その他に裏の方にも書いていいということですか。

次 長 1項と3項は右側のメモ欄に書いていただければ。2項については、裏面に詳しく書いてください。

郷 原 結局、裏面の方には、2項の部分だけを書くということですよ。

次 長 そうです。

郷 原 新村さんが言ったのは、裏面に1項も3項も書いていいのですかということですよ。

新 村 そうです。

郷 原 裏面には、2項だけ書いて、1項、3項は書かないということですよ。

次 長 ごめんなさい。聞き取りが悪かったです。2項は、裏面に詳しく書いてくださいということです。1項と3項は表面の右側メモ欄に書くということです。

新 村 記録の上で、私は書いているのですけれども、その書くことで支障があるのかということです。

次 長 それは、支障はないです。

新 村 それだけ、聞けばいいです。

郷 原 それとですね。みんな書き方で迷ったりしているわけですが、前回提出したものの写しをもらえないか。

次 長 今の件ですけれども、ほしいという方がいらっしゃれば、コピーをして次の総会で返すなりしたいと思います。

議 長 他にございませんか。ないようですので、これをもって令和元年度第5回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

#### ○農地利用最適化推進委員の委嘱式

次 長 それでは、先程、農地利用最適化推進委員の選任について承認いただきましたので委嘱式を開催いたします。それでは、持増様、前のほうへお進みください。

「会長委嘱状交付」

次 長 持増様より一言お願いいたします。

持 増 (あいさつ (略))

(委嘱式終了)

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」(閉会)